

**【前橋市】**  
**端末の整備・更新計画**

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	22580	22430	22280	22130	21980
②予備機を含む整備上限台数	25967	25795			
③整備台数 (予備機除く)	0	22430			
④③のうち 基金事業によるもの	0	22430			
⑤累積更新率	0.0%	100.0%			
⑥予備機整備台数	0	270			
⑦⑥のうち 基金事業によるもの	0	270			
⑧予備機整備率	0.0%	1.2%			

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

(端末の整備・更新の考え方)

①は、市立小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部の児童生徒数の合計とする。  
令和7年度に端末準備を開始し、令和8年度中に全児童生徒が新端末を使用できるようにする。予備機については、端末の破損・修繕等により学びを止めることがないように、端末保証または予備機管理及び実費修繕の体制などを令和7年度中に検討・構築する。  
このため予備機、については暫定値とする。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

令和8年度の更新までは引き続き端末を活用しているため、端末の状態等が判断できない。  
現時点では全台再使用・再資源化による処分とする。

○対象台数 : 24,963台(令和3年の端末購入台数)

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 0台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託 : 24,963台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託 : 0台
- ・その他( ) : 0台

○端末のデータの消去方法

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

- 令和8年度 新規購入端末の使用開始
- 令和8年度 処分事業者 選定
- 令和8年度末まで 使用済端末の事業者への引き渡し

【前橋市】  
端末の整備・更新計画

改訂履歴

公表日	改訂内容
令和7年3月27日	・初版